

## 特定非営利活動法人全国通信制高等学校評価機構

## 2022年度 役員（案）

## 1 理事・監事（総会選任人事）

役員名	氏名	所属等	備考
理事	森田 裕介	早稲田大学人間科学学術院教授	2021年6月再任
〃	飯島 篤	元・東京都立上野高等学校長	〃
〃	時乗 洋昭	元・神奈川県立修悠館高等学校長	〃
〃	川口 敏彦	元・青森県立北斗高等学校長	〃
〃	石濱 哲士	NHK出版株式会社編集長	〃
〃	神田 正俊	開志学園高等学校顧問	〃
〃	岡田 聡	クラーク記念国際高等学校教育顧問	〃
〃	吾妻 俊治	東海大付属望星高等学校長	〃
〃	高橋 辰夫	並木学院高等学校長	〃
〃	林 周剛	八洲学園高等学校長	2022年6月新任・欠員補充
監事	竹林 宏倫	元・兵庫県立青雲高等学校教頭	2021年6月再任
〃	川平 悦郎	元・学芸館高等学校長	2021年6月新任

(理事 10名、監事 2名)

(参考)

## 2 理事長、常務理事等（理事による互選人事）

- (1) 理事長 森田 裕介
- (2) 副理事長 飯島 篤
- (3) 事務局長 時乗 洋昭
- (4) 事務局次長 岡田 聡
- (5) 常務理事 川口 敏彦、石濱 哲士、神田 正俊、吾妻 俊治

(定款より抜粋)

## 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 役員の数及び定数は、次の通りとする。

- (1) 理事 5人以上13人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事は、個人会員又は、学校会員の代表者とする。
- 3 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、8人以内を常務理事とする。
- 4 常務理事のうち1人を事務局長とする。但し、副理事長と兼任することができる。
- 5 常務理事のうち1人を事務局次長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(任期等)  
第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。